

議題 3

県立子ども療育センターの児童・思春期病棟の整備に  
ついて

## 県立子ども療育センターの児童・思春期病棟の整備について

### 1 病棟整備に至った経緯

- (1) 心に不安を抱える小中学生の増加が深刻であり、心のケアを行う専門施設の県内への整備が課題であった。
- (2) 子ども療育センターに併設することにより、センター小児科のほか近隣の愛媛大学医学部附属病院との医療連携が可能である。
- (3) 第7次愛媛県地域保健医療計画においても、児童・思春期の精神疾患について、適切な医療提供体制整備に取り組むこととしている。

### 2 県立子ども療育センターにおける精神病床の増床

【愛媛県の精神病床の基準病床数、許可病床数の状況】

(令和3年12月時点)

基準病床数 3,662床      許可病床数 4,338床

#### (1) 精神病床の増床

同一開設者（県知事）の他病院（県立今治病院）の同数の精神病床を削減して設置。※県立今治病院の精神病床を50床から30床に削減し、削減した20床を県立子ども療育センターに移動。

#### (2) 20床の理由

愛媛県内の未成年者の精神科病床への入院事例（県外施設含む）を調査するとともに、児童・思春期病床設置の場合の病床利用率を試算、併せて近隣自治体の病床数、病床利用率を確認し総合判断のうえ、20床が最適と判断。

### 3 医療計画上の位置づけ

- ① 平成29年3月31日付け医政発0331第57号 厚生労働省医政局長通知（一部改正 医政発0413第1号令和2年4月13日）  
「医療計画について」（抜粋） 8 都道府県知事の勧告について  
(5) 病院又は診療所が移転する場合であっても、その前後で、その病院又は診療所が存在する二次医療圏内の療養病床及び一般病床の数並びに都道府県内の精神病床、結核病床又は感染症病床の数が増加されないときは、勧告は行わないこと。
- ② 医療法（抜粋）（都道府県知事の勧告）  
第三十条の十一 都道府県知事は、医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合には、病院若しくは診療所を開設しようとする者又は病院若しくは診療所の開設者若しくは管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、病院の開設若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更又は診療所の病床の設置若しくは診療所の病床数の増加に関して勧告することができる。

#### 4 施設概要

項目	内容
整備地	子ども療育センター駐車場
建物構造	鉄骨造 3階建
延床面積	約1,800㎡
病床数	20床
対象患者	適応障害、発達障害、摂食障害など心に不安を抱える小中学生
専門医師	・ 児童精神科医師 3名等 ・ 小児科は療育センターで受療
看護師・コメディカル	看護師17名、精神保健福祉士1名、臨床心理技術者1名、作業療法士1名等
運用開始	令和6年5月初旬

#### 【設置場所】

